

消費税のインボイス制度開始に関するWeb説明会の開催及び参加者募集のご案内【農業者、食品関連事業者、関連団体等向け】（無料）

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには令和3年10月1日に開始された税務署への「適格請求書発行事業者（※）」としての登録申請が必要となるといった現行制度からの変更点があります。また、円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについても、制度導入後の3年間は仕入税額の80%、その後の3年間は仕入税額の50%を控除できる経過措置が設けられています。

制度を理解していただき準備や対応を行っていただくにあたり、下記①のとおり、Webexによる説明会を開催しますので、是非、お申込みいただきますようお願いいたします。お申込み後に接続するURLを送信します。

また、ご希望がございましたら、別途グループでの説明会依頼もお受けいたしますので、下記②によりお申込みください。（無料）

（※）インボイスを交付できる事業者として税務署の登録を受けた事業者のことを指し、課税事業者がこうした登録を受けられることになっています。

① Webexによるインボイス制度説明会開催案内

開催日時

令和4年2月 1日（火） 10時30分～（1時間）
13時10分～（1時間）
令和4年2月 9日（水） 10時30分～（1時間）
13時10分～（1時間）
（4回開催、いずれも説明内容は同一）

講師

大阪国税局 課税第二部 消費税課 担当官

内容

◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要説明 ◇質疑応答

対象

農業関係者、食品関連事業者、関連団体等

定員

各回1000名

申込方法

以下のURLより必要事項を記載の上お申し込み下さい。

※申込締切：開催日の前日

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/20220201inbo.html>

お申込み後に接続するURL、資料の案内を行います。



② 個別説明会開催案内

申込方法

以下のURLより必要事項を記載の上お申し込み下さい。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/kinki/form/20220201inbokobetu.html>



【お問合せ先】近畿農政局企画調整室

担当者：南嶋、瀧脇、村上

ダイヤルイン：075-414-9037